

経済産業省と国民生活センターとの連携について

平成 20 年 1 月 30 日

経 済 産 業 省

1. 経済産業省の消費者政策の重点について

経済産業省における消費者行政の関連施策の中でも、特に重点が置かれているのは製品・取引それぞれの分野における安全・安心の確保である。

① 悪質な訪問販売等への規制強化

クレジットを用いた悪質な訪問販売による高齢者被害や新卒の消費者トラブル等に機動的に対処するため、特定商取引法及び割賦販売法の抜本的な見直しを行う。

- ・ 訪問販売や電話勧誘販売等に関する指定商品・指定役務制を見直し、規制対象を限定列挙方式から原則適用方式へ転換
- ・ 認定を受けた消費者団体が差止請求できる消費者団体訴訟制度を導入
- ・ 高齢者等に対する過量販売契約の取消し権の創設
- ・ 悪質な訪問販売業者等と提携するクレジット取引を防止するため、過剰与信防止義務、個品割賦購入あっせん事業の参入規制、既払金返還ルールなどの新設 など

② 製品の安全性の確保

事故が発生してからの事後的対応から、事故そのものを減少させることを目指し、事故情報報告・公表制度を活用して、その情報を分析し、未然防止対策にしっかりとフィードバックさせていく。

また、経年劣化による重大事故発生の防止のため改正消費生活用製品安全法について、その円滑な施行を図るため、長期使用製品安全点検制度の対象品目（特定保守製品）の指定等を行う政令の制定及び点検を行う際の基準を定めるための省令の制定を行う。

2. 国民生活センターとの連携について

国民生活センターとの連携については、従来より、様々な形による情報交換が行われている。

① 国民生活センターからの政策提言について

平成17年12月19日消費者政策担当課長会議決定の「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」に基づき、各省に対し、国民生活センターが収集した相談事例や、国民生活センターが実施した商品テストの結果等を踏まえた政策提言や情報提供が行われている。平成19年度では、経済産業省関連で6件の要望と、7件の情報提供を受けており、適切な対応をとることによって消費者保護に役立てている。

○政策提言への対応例

『乳幼児がベビーカーに手指を挟み、あわや切断!』2007年4月17日付

重大製品事故情報でも、ベビーカー、ベビーチェア等での乳幼児の指挟みが報告されていたところ、NITEに試買試験を依頼し、原因究明を行った。その結果を踏まえ、メーカーには指挟みの危険のおそれがある箇所について部材の形状の改良や表示による注意喚起の徹底を求める等の指導を行っている。

『浴槽用浮き輪による事故の防止について』2007年7月15日付

メーカー全社へのヒアリングを行って、その事故原因を照査し、再発防止策として①パッケージや本体への警告表示、②自主的な回収、③新聞社告による安全使用の訴え等の要請を関係者に対し、行った。

『折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意!』2007年10月5日付

省内関係課連携し、メーカー全社へのヒアリングを行い、その事故原因を照査し、再発防止策として、①新たな警告表示ステッカーの作成・同梱、②及び既存品へのステッカーの無償配布、③ステッカーの無償貼付を進めるよう、商業施設、駅、空港事業者に対し、所管課及び国土交通省を通じて要請を行った。

② PIO-NET 情報の提供について

全国の消費生活センターに寄せられた消費者相談情報を収集する PIO-NET データベースについては、従来、内閣府を経由し製品事故に関する相談情報や、特商法違反事業者の苦情相談情報などについて、FAX や郵送による情報提供を受け、事故対策や行政処分等の端緒情報として活用してきた。

さらに、昨年12月より、内閣府・国民生活センターの協力を得て PIO-NET データベースを経済産業省から直接閲覧することが可能※となったところである。今後、より迅速な消費者トラブルの実態把握や、重大製品事故報告・公表制度や NITE の事故情報報告の補完が可能になると期待している。

※現在、省内の消費者行政担当部門の4台の端末でアクセスが可能となっている。

③ その他の情報交換

国民生活センターの相談部門からの、経済産業省の所管法令等に関する解釈の照会を受け、国民生活センターに情報提供を行っている。

3. 国民生活センターに期待すること

全国の消費生活センターからの情報ネットワークの中心として各センターからの情報の集約・蓄積、管理を行いできるだけ広い関係者が活用できる環境を整備するとともに、目立った事例や事故等について適切な情報提供を期待する。

近年の消費者保護の諸制度の整備もあり、各種消費者団体に加えて適格消費者団体、民間ADR機関など多くの組織団体が活躍する状態となっている。国民生活センターには、全国各地の消費生活センターはもとより、こうした諸組織・団体やその人材とも密接に交流し、支援することを期待している。

さらに、悪質商法や製品事故に関する情報が個々の消費者に伝わり、被害を未然に防ぐことができればこれに優ることはなく、国民生活センターの対消費者情報発信機能や消費者教育分野での活動強化を期待している。

また、経産省・NITEと内閣府・国民生活センターによる4者の連絡会議を開くなど、一層の連携体制が構築されることを期待する。

4. 国民生活センターと独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携について

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、技術的知見に基づくリスクアセスメントを行う専門実施機関（全職員約 400 人のほとんどが技術系）として、その知見を活かし、様々なルートからの製品事故情報収集、製品事故・安全性の分析、製品に関する危険情報の注意喚起、安全対策の提言、製品安全 4 法の立入検査等を実施している。

一方、国民生活センターは、消費者相談等を行う専門実施機関として、各消費生活センターから寄せられる相談情報（製品安全関連も含む）を収集し、そうした情報を踏まえ、必要に応じ、商品テストを実施し、注意喚起等を実施している。

両機関の連携については、これまでも情報共有のための連絡会議の設置などが行われていたが、今後、両機関のそれぞれの専門性を活かした一層の連携体制を構築していくため、本日 1 月 30 日付で、連携・協力の推進に関する合意が取り交わされたところ。本合意に基づき、以下の取組を進めていく予定。

① 消費者相談情報・事故情報の共有、注意喚起の連携

国民生活センターの PIO-NET 端末を NITE にも設置し、NITE が製品事故・安全性の分析にあたる際、消費者からの相談情報も併せて参照して迅速に対応することを可能とする。

また、NITE が有する最新の製品事故情報やリスクアセスメントに基づく注意喚起情報を国民生活センターに提供することによって、国民生活センターと消費生活センター間のネットワークを通じ、消費者にきめ細かく周知を図るとともに、国民生活センターが消費者相談を踏まえて注意喚起等に対応する際、当該製品の最新事故情報を検索して迅速に対応することを可能とする。

② 商品テストの連携

NITE が製品事故等を踏まえて安全性の確認の観点から技術的知見を活かして実施している商品テスト、国民生活センターが消費者相談を踏まえて使用確認している商品テスト、に関し、計画段階からの摺り合わせを図ることにより、相互の知見を持ち寄り、保有する設備や能力に応じた適切な分担を確保するとともに、それぞれの専門性を活かした成果を得ることを可能とする。